

## 日進市自治基本条例の検証について

### 1 検証の目的

平成19年10月に施行された日進市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）に基づき、市民主体の自治がより良いものへと発展させていくとともに、自治基本条例が形骸化しないよう社会情勢や市政運営、市民意識の変化に対応して、その内容を検証していくことが必要です。

そこで、自治基本条例第28条において、この条例そのものについて、定期的に検証し、必要があれば改正も含めた措置をとることを規定しています。

平成23年度から平成24年度にかけて行った前回の自治基本条例の検証から5年が経過するため、自治基本条例の条文全体について、検証を行うものです。

（条例の見直し）

第28条 市長は、この条例の施行の日から5年以内に、この条例が市民主体の自治の推進にふさわしいものであるかどうかを市民参加のもとに検証し、その結果により、必要な措置をとらなければなりません。

2 市長は、前項の規定により、**この条例を検証した日から5年以内に再び検証**するものとし、以降同様とします。

3 前2項に規定するこの条例の見直しに関して必要な事項は、別に条例で定めるものとし、

### 2 前回の検証方法及び検証結果への対応

#### （1）前回の検証方法

前回の自治基本条例の検証は、平成23年11月11日付けで自治推進委員会に対して諮問を行い、6回にわたる審議を経て、平成24年10月31日付け答申をいただいています。

この際の検証の方法は、次のとおりです。

- ①各条項における社会情勢の変化や法改正等に伴う適合状況
- ②各条項に基づく制度等の構築状況及び実施状況
- ③他市との条項比較

## （2）検証結果

自治基本条例の検証に係る平成24年10月31日付け答申の要旨は次のとおりです。

- ①現時点においては、**条例を見直す必要性はないとの結論**に至った。
- ②「**コミュニティ**」の定義の見直しや、「**危機管理**」条項の追加など、**今後も継続して検討していく課題**が明確になった。本委員会において引き続き検証し、現状にあった条項の見直しや追加の必要性等について検討していく必要がある。

## （3）検証結果への対応

上記の検証結果に対して、自治推進委員会において次のよう検討を進めてきました。

### ①「コミュニティ」の定義の見直し

第3期第9回自治推進委員会以降、コミュニティについての整理や市民自治活動の現状報告等、5回にわたる審議を経て、第5期第2回自治推進委員会において、**定義の見直しの必要はないとの結論**に至りました。

### ②「危機管理」条項の追加

第3期第9回自治推進委員会以降、日進市の防災体制や取組の現状報告等、6回にわたる審議を経て、第5期第3回自治推進委員会において、**条項の追加の必要はないとの結論**に至りました。

## 3 平成29年度に行う自治基本条例の検証について

### （1）自治推進委員会への諮問

平成28年7月8日付けで第5期自治推進委員会に対して、「日進市自治基本条例（平成19年日進市条例第24号）第28条の規定に基づく条例の見直しの検証について」諮問しています。

今年度の自治推進委員会においては、自治基本条例そのものが「市民主体の自治の推進にふさわしいものであるかどうか」を検証することになります。

## （2）検証方法

前回の検証方法を踏まえ、自治基本条例の各条文が、現在の社会情勢等にあっているか、新たに規定すべき事項はないか、について、**次の2点の方法により検証**を行います。

### ①社会情勢の変化等を踏まえた条項の検証

検証用資料：日進市自治基本条例検証シート

### ②平成25年4月以降に制定された自治基本条例との比較表による条項の検証

検証用資料：日進市自治基本条例と他市条例との比較表

なお、自治基本条例第27条に基づく「市政がこの条例（自治基本条例）に基づいて行われているかどうか」の検証については、別に機会を設けて検証を行う必要があるものと考えます。

※委任条例のある条文に基づいた市政運営の検証については、第4期自治期推進委員会等において行われています。

今後は、委任条例のない条文に基づいた市政運営の検証についても、自治推進委員会において検証を行っていくことが考えられます。

（条例の遵守）

第27条 市民、市議会及び市の執行機関は、この条例を遵守しなければなりません。

2 市長は、**市政がこの条例に基づいて行われているかどうかを市民参加のもとに検証**し、その結果により、必要な措置をとらなければなりません。

3 前2項に規定するこの条例の遵守に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。